

2012 (平成24年)
2/15
お知らせ版

清流の国ぎふ森林・環境税 新年度から県民税に加算

県では、平成24年4月から新たに「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入することになりました。これは、県内の豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり受けることができるよう、森林や環境施策の財源となる税です。県内に住所のある方や事務所、事業所などがある法人が対象となります。

□税の使い道の例 ▷水源地域などの森林整備 ▷里山林の整備、鳥獣害の防除 ▷希少野生生物の保護、外来生物の駆除、流域河川清掃、河川魚道の機能回復 ▷教育施設の木造・木質化、木製学習教材の導入、木質燃料ボイラーの導入 ▷地域主体の環境保全活動や子どもたちへの環境教育の実施

□対象 県民税均等割を納めている個人と法人 □課税方式 県民税均等割に加算

□税率 ▷個人=年額1,000円(低所得者の方は非課税) ▷法人=年額2,000円~80,000円

□課税期間 5年間





文化の窓	2	~	3
スポーツ	4	~	5
子育て・図書	6	~	7
環境•医療•地域包括	8	~	9

健康ガイド・健康増進 ……… 10 ~ 11 あ知らせ・3 月の相談 ……… 12 ~ 15 「えなっコ」チャンネル3 月…… 16